○内閣府農林水産省令第十号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第百九十号）第五条第四号及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第百二十八号）第五条第一項第六号の規定に基づき、農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令及び農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年八月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　郡司　彰

農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令及び農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令

（農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令の一部改正）

第一条　農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府令第十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「がいずれも八パーセント以上である」を「のいずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率及び連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率及び連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率　八パーセント以上であること。

第五条第二項中「規定する単体自己資本比率」の下に「をいい、前項第一号イからハまでに規定する「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率、単体Ｔｉｅｒ１比率及び単体総自己資本比率」を加え、同条第三項中「規定する連結自己資本比率」の下に「をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率、連結Ｔｉｅｒ１比率及び連結総自己資本比率」を加える。

一・五パーセント以上三パーセント未満	一・三八パーセント以上二・七五パーセント未満
○パーセント以上一・一三パーセント未満	○パーセント以上一パーセント未満
○パーセント以上一・五パーセント未満	○パーセント以上一・三八パーセント未満

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して二年を経過する日までの間における第一条の規定による改正後の農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令第五条第一項第一号イ及びロの規定並びに第二条の規定による改正後の農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第十一条第一項第一号イ及びロの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日から起算して一年を経過する日までの期間	四・五	三・五
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六	四・五
	四・五	四
	六	五・五

第十一条第二項中「規定する単体自己資本比率」の下に「をいい、前項第一号イからハまでに規定する「単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「単体Ｔｉｅｒ１比率」及び「単体総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第三項に規定する単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率、単体Ｔｉｅｒ１比率及び単体総自己資本比率」を加え、同条第三項中「規定する連結自己資本比率」の下に「をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率」、「連結Ｔｉｅｒ１比率」及び「連結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第四項に規定する連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率、連結Ｔｉｅｒ１比率及び連結総自己資本比率」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「当該各号」を「、当該各号」に改め、同項第一号中「いずれも八パーセント以上である」を「いずれもが、次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件の全てを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ　単体普通出資等Ｔｉｅｒ１比率及び連結普通出資等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上であること。

ロ　単体Ｔｉｅｒ１比率及び連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上であること。

ハ　単体総自己資本比率及び連結総自己資本比率　八パーセント以上であること。

告示

○内閣府告示第二百三十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　南アルプス市

二　地域活性化総合特別区域の範囲　南アルプス市のうち「南アルプス国立公園」を除いた区域

○内閣府告示第二百三十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　三重県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　三重県の全域

○内閣府告示第二百三十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十四年七月二十五日付けで地域活性化総合特別区域を指定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年八月七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　地方公共団体の名称　鳥取県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　米子市及び境港市並びに鳥取県西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町の全域